

九州保健福祉大学障がい学生支援に関する基本方針

令和2年1月1日制定

1. 基本姿勢

九州保健福祉大学（以下「本学」という。）は、「学生一人ひとりの持つ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する。」を建学の理念とし、この建学の理念に基づき、「障害者基本法」等の法令に則し人材育成を行い、卒業後、自立した社会人として様々な社会的諸課題に対応できるよう支援します。

2. 基本方針

この基本方針は、障がいのある学生に対する支援の考え方に加えて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき定められた「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に則して、今後の支援のあり方を定めたものです。

1) 機会の確保

本学に在籍する障がいのある学生が、障がいのない学生と等しい条件のもとで、学生生活を送れるよう修学機会を確保します。

2) 情報公開

本学への入学を希望する障がいのある進学希望者や在籍する障がいのある学生に対して、大学としての受け入れ姿勢や方針などの情報を公開します。

3) 決定過程

障がいのある学生（本学への進学希望者を含む）に対する修学支援は、学生本人や保護者およびその関係者からの支援要請に基づき行います。学生の所属学部・研究科と関係部署が協議し、合意形成と共通理解を図ったうえで支援内容を決定します。なお、学生本人から意志の表明ができない場合においても、教職員から適切な機会を通じて対話を働きかける等、当該学生が相談できるように配慮に努めます。

4) 教育方法等

修学支援は、本学のこれまでの障がい学生支援の取組みをもとに、情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける合理的配慮を行います。

5) 支援体制

障がい学生サポート委員会が中心となり、各学部・研究科および事務局等の関連する全ての部署が緊密に連携して支援を行います。また、学生等からのサポートや協力も得ながら、学生による相互扶助の体制整備にも努めます。

6) 施設・設備

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパス内のバリアフリー化に配慮します。

7) 学内理解の促進

授業や研修等のプログラムを通じて、教職員と学生の障がいおよび障がい者支援に関する理解の促進を図ります。

8) 不服申し立て

各種相談窓口支援方法等について当該学生から疑義や不服の申立があった場合には、各種相談窓口より速やかに障がい学生サポート委員会に報告し、障がい学生サポート委員会は、早期解決に向けて所定の手続きを行います。

■用語の定義及び取り扱い

1. 社会的障壁とは、障がいのある者にとって日常や社会生活を送る上での障壁となるような社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある方の存在を意識していない習慣、文化）、観念（障がいのある方への偏見）などがあげられます。（内閣府リーフレットより）
2. 合理的配慮とは、障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的人権を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡に失した又は過度の負担を課さないものです。（「国連障害者権利条約第2条」より抜粋）
3. 「しょうがい」の表記について、本学では平成24年7月に内閣府が実施した「障害者に関する世論調査」における「しょうがい」の表記に関する調査結果及び、地方自治体等における表記の取り扱いを踏まえ、法令の名称や法令の中で用いられる用語及び組織や施設等の名称として「障害」と使用される場合を除き、「障がい」と表記することとします。